

2019年2月4日

各 位

株式会社 みちのく銀行

保険新商品取扱い開始について

みちのく銀行（頭取 藤澤 貴之）は、2019年2月4日（月）より、新たに平準払定期保険の取扱いを開始いたします。

当行では、引き続きお客さまの多様化するニーズにお応えしていくために、商品ラインナップの充実およびサービス向上に努めてまいります。

記

1. 取扱開始日 2019年2月4日（月）

2. 取扱店 エブリデイプラザ青森

3. 取扱開始商品

商 品 名	無配当 無解約返戻金型収入保障保険 じぶんと家族のお守り
引 受 保 険 会 社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
特 徴	①万が一のとき、遺族・高度障害年金を保険期間が満了するまで毎年受け取れます。 ②解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入いただけます。 ③健康体料率特約により、「喫煙状況」や「健康状態」などによって保険料が割安になるチャンスがあります。 ④死亡保障を低く抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみにより、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができます。 ⑤保険期間満了直前に万が一のことがあった場合でも、2年または5年の間、遺族高度障害年金をお受取りいただけます。

商 品 名	無配当 無解約返戻金型定期保険
引 受 保 険 会 社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
特 徴	<p>①解約返戻金をなくすことにより通常の定期保険に比べ割安な保険料で、一定期間の大きな保障を確保できます。</p> <p>②法人契約の場合、一定の条件のもと、お払込みいただく保険料の全額を損金算入できます。</p> <p>③不慮の事故により所定の身体障害状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。</p> <p>④保険金額により、高額割引制度が適用されます。</p>

【ご留意いただきたい事項】

- ①「平準払定額保険」は保険であり、預金等ではありません。したがって預金とは違い元本保証はなく、預金保険法に規定する保険金支払の対象とはなりません。
- ②当行は生命保険の募集代理店であり、当行の生命保険募集人はお客さまとの引受保険会社との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまの保険契約の申込みを引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- ③保険商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ④保険商品のご契約にあたりましては、パンフレット・契約概要・ご契約のしおり・約款等によりご確認ください。

※本ニュースリリースにつきましては、保険募集を目的としたものではありません。

詳細につきましては、お近くのみちのく銀行窓口またはホームページでご確認ください。

以 上